

令和 7 年 3 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安土町上豊浦 (上豊浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進む中で、担い手不足が喫緊の課題である。現在のところは、離農者の耕作地について集落営農法人で引き受ける計画で検討している。しかし、法人自体における作業者の高齢化、作業量の増加等への対策として、次世代の担い手候補の確保・育成に取り組む必要がある。

また、農業用水路の老朽化対策、湿地・水漏れ対策など、早急な基盤整備の拡充が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心の農業だけでは収益が圧迫されるため、現在の小麦・大豆だけではなく新規耕作物の検討が必要となっている。しかし、それに伴う作業量の大幅な増加が懸念され、新規耕作機械の導入費用や作業者の確保が課題となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落での話し合いを継続し、目標地図の見直しを行うことにより、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落営農法人、認定農業者等への農地集積・集約化を進めることを基本とし、必要な場合は農地中間管理機構等の利用についても検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業は、耕作者と所有者の意向を確認しながら検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧水路及び畦について、除草、清掃を行い適正に管理する。